

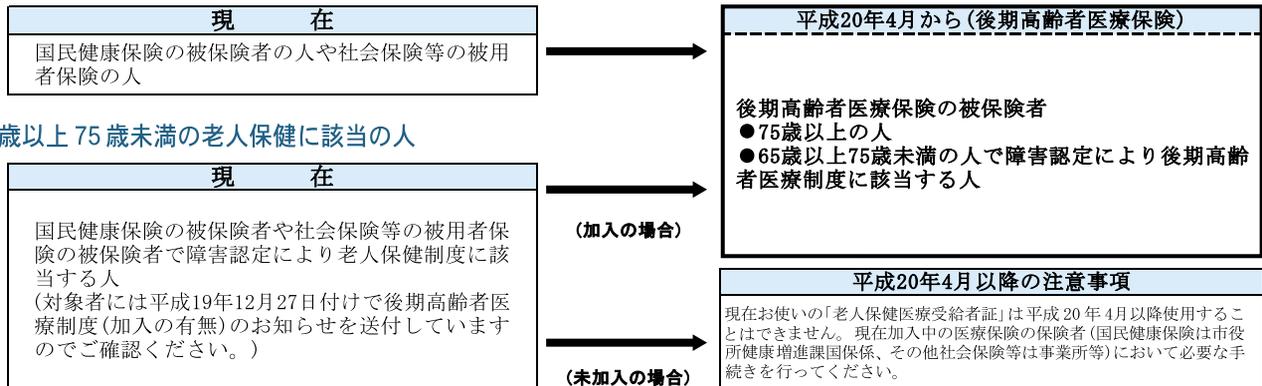
75歳以上の全ての人 が 4月より後期高齢者医療保険の加入者に!!

健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）により、75歳以上の後期高齢者については、平成20年4月より独立した医療制度となります。

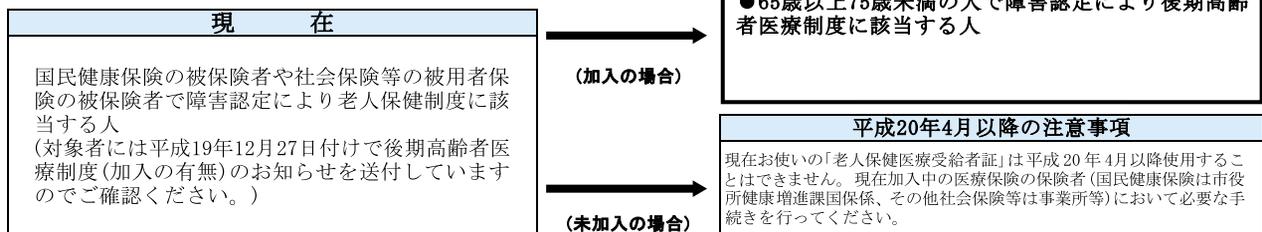
これにより、新たに75歳以上すべての人を対象とした徳島県後期高齢者医療広域連合が保険者となる後期高齢者医療保険が創設されるとともに、現行の国民健康保険制度も保険税の特別徴収（年金天引き）が導入されるなど平成20年度から一部改正されることとなります。

◆後期高齢者医療制度の概要

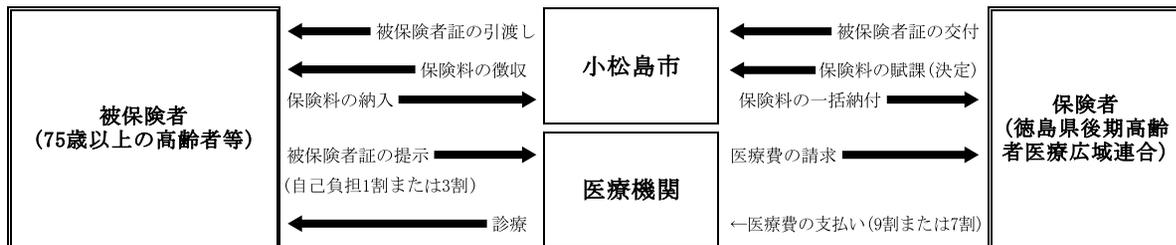
75歳以上の全ての人



65歳以上75歳未満の老人保健に該当の人



制度のしくみ



①後期高齢者医療保険の保険料

【保険料】

保険料は、被保険者一人ひとりが納めることとなります。これまで保険料の負担のなかった社会保険などの被用者保険等の被扶養者であった高齢者の人も、保険料を納めることとなります。

区分	保険料の基礎	平成20年度(注1)
所得割額	総所得金額から基礎控除額(33万円)を差し引いた金額	7.43%
均等割額	被保険者1人	40,774円
賦課限度額(被保険者1人について)		500,000円

(注1) 保険料は徳島県後期高齢者医療広域連合で決定します。(所得割率および均等割額は2年ごとに見直し設定されます。)

【保険料の軽減措置】

所得の低い人や、これまで保険料負担がなくこの制度の発足により新たに負担が発生する社会保険などの被用者保険等の被扶養者の人については、保険料額が軽減されます。

- 低所得世帯に属する被保険者については、被保険者均等割額が軽減されます。
軽減される割合は、小松島市の国民健康保険税の軽減割合と同様で、世帯の所得に応じて、7割、5割、2割の3種類となります。
- 後期高齢者医療保険に加入する直前に、社会保険などの被用者保険等の被扶養者であった人については、新たに本人に保険料が課せられることから、激変緩和を図るため、制度加入時から2年間、所得割は課さず、被保険者均等割のみを課すこととし、その額を5割軽減します。

なお、これとは別に平成20年4月から9月までの間は保険料は徴収されず、10月から翌年3月までの保険料は9割軽減されることとなります。

【保険料の納め方】

- ◎特別徴収(年金天引き)は、年金額が年間18万円以上の被保険者が対象となります。
ただし、年金天引きされる介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が年金額の2分の1を超える場合は、介護保険料のみ年金天引きとなり、後期高齢者医療保険料は小松島市が発行する納入通知書(普通徴収)により納めます。
- ◎普通徴収(納付書での納付)は、特別徴収以外の人を対象となり、小松島市が発行する納入通知書により納めます。
なお、年度途中で75歳になる人や市外から転入した人等は、年金受給の有無にかかわらず一時普通徴収となります。